

日本語教育関係の閣議決定等（抜粋）

経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日 閣議決定）（抜粋）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

（7）暮らしの安全・安心

⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

在留外国人について、情報提供等の更なる多言語化・「やさしい日本語」の活用、運転免許学科試験や外国の運転免許からの切替えの際の知識確認の多言語対応、入居中のマナーに関するチェックシートの活用・充実など、生活環境の整備を進める。

銀行口座を円滑に開設できるよう多言語対応の充実や手続の明確化等を進めるとともに、マネーロンダリング対策を徹底する。

日本語教育環境強化のため、地域日本語教育の総合的体制づくりや日本語を自習できるICT教材の開発・提供を進める。

医療費の未収金発生の抑制を図り、医療機関が安心して外国人に医療サービスを提供できる環境整備を着実に進める。

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日 閣議決定）（抜粋）

I. Society 5.0の実現

11. 外国人材の活躍推進

（2）新たに講ずべき具体的施策

i）高度外国人材の受入れ促進

②ビジネス日本語等教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上

- ・外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育などの包括的な支援を進める。また、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組を行うとともに、外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できるICT教材の利用を推進する。

○規制改革実施計画	(令和元年6月21日 閣議決定)
-----------	------------------

II 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

(5) 日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	地方自治体支援 (就労のための日本語教育)	c 文部科学省は未来を見据え、その体制を強化し、在留する外国人が生活する全ての地方自治体が、地域の実情を踏まえて積極的に関わっていけるよう、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の改善・充実を図り、その活用を促進し、地域社会における日本語教育の重要性を周知する。 d 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の実施地域における成果を踏まえて優良事例を活用するための策を講ずる。	c, d : 令和2年度、できるだけ早期に措置	c, d: 文部科学省
9	教育に関わる人材(担い手)の育成・確保	a 「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を更に展開し、就労者に対する日本語教師のための研修カリキュラムの一層の普及に努め、その効果を検証する。	a: 令和2年度措置	a: 文部科学省
10	教育内容の質の確保	a 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準(日本版CEFR)のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。	a: 令和3年度措置	a: 文部科学省

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実 について

(令和元年 6 月 18 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)(抜粋)

2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

(4) 日本語教育の充実

○地域日本語教育の総合的な体制整備の推進

新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくり等、地域における日本語教育を推進する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自学・自習できる ICT 教材を 8 か国語から 14 か国語に拡大し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕《関連施策番号 48、49》

○日本語教育全体の質の向上に向けた日本語教育の人材養成・研修

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成 31 年 3 月文化審議会国語分科会）を踏まえ、就労者等に対する日本語教師のための研修カリキュラムを一層普及する。あわせて、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等の検討を踏まえた取組を進める。〔文部科学省〕《関連施策番号 54》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

(平成 30 年 12 月 25 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

Ⅱ 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

- 就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。

また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援や先進的な取組を行うNPO等への支援を実施するほか、日本語教室空白地域の解消のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行う。【平成31年度予算6億円】〔文部科学省〕《施策番号48》

- 日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で多言語（8か国語）に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等を実施する。【平成31年度予算1億円】〔文部科学省〕《施策番号49》

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号53》

- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに、日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号54》

- 関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕《施策番号55》